

【⑤ 団体を通じた契約（利用報告及び許諾料が不要）】

品種「ノウリン」の収穫物の種苗利用に関する許諾契約書

カイハツシャ（以下「甲」という。）とクミアイ（以下「乙」という。）は、種苗法（平成10年法律第83号）による品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1 甲は、乙に対し次の登録品種（以下「本品種」という。）について、通常利用権を許諾する。

登録品種の名称	ノウリン
品種登録番号	第・・・・号

2 通常利用権の内容

① 許諾期間

本契約を締結した日から3年間

なお、上記期間経過後も次号に定める許諾にかかる利用を行う場合は別途協議の上、契約を締結する。

② 許諾の内容

乙に所属する者（以下「乙会員」という。）が、甲又は甲から許諾を受けた通常利用権者により譲渡された本品種の種苗（植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）を用いて得た収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる行為で、かつ日本国内における行為に限る。

なお、乙会員間の種苗の譲渡を含め、上記に該当しない種苗の生産等、本品種の育成者権が及ぶ行為については、本契約とは別に許諾契約が必要である。

3 遵守事項

乙は以下①及び②について遵守する。

① 乙は、乙会員に対し、以下アからオについて遵守することにつき同意を得るとともに、不適切な取扱いがあった場合は改善を求めること。※同意を得るにあたり様式1を利用することも可

ア 本契約に基づき増殖した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。

イ 収穫物を種苗として用いる際は、本品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用すること。また、利用した種苗によって本品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく乙に報告すること。

ウ 本品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として第三者に譲渡しないこと。

エ 第三者から本品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なくその旨を乙に報告すること。

オ その他本契約に関係する事項について甲及び乙の指示に従うこと。

② ①のイ、エの報告があった場合は、遅滞なく甲に報告すること。

4 甲は乙が本契約の規定する義務を履行しないときは、乙に2か月の猶予期間を定めてその履行を督促し、当該期間内に履行されないときは、本契約を解除できる。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

令和〇年〇月〇日

(甲)

住所 東京都千代田区霞が関 1-2-1
氏名 カイハツシャ
知事 農林 太郎

(乙)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
氏名 クミアイ
代表理事組合長 種 苗介

同意書

品種「ノウリン」の収穫物を自己の農業経営に種苗として利用することについて、ノウギョウシャは下記の事項を遵守することに同意します（遵守事項を確認し、チェック欄にレ点を記載）。

また、クミアイが取得した個人情報を、育成者権管理の目的で品種「ノウリン」の権利者に提供することに異議を申し立てません。

記

- 品種「ノウリン」の収穫物を自らの農業経営に種苗として使用する期間は、令和〇年〇月〇日までとする。 ※本契約2①の許諾期間内とする。
- 自己の農業経営において種苗として用いなかった余剰の種苗を生産した場合は、遅滞なく廃棄又は食用とする。
- 収穫物を種苗として用いる際は、品種「ノウリン」の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用する。また、利用した種苗によって品種「ノウリン」の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なくクミアイに報告する。
- 増殖した種苗は第三者に譲渡しない。
- 第三者から増殖した種苗の譲受又は譲渡の申し出があった場合は、遅滞なくその旨をクミアイに報告する。
- そのほか品種「ノウリン」の収穫物を種苗として利用することに関する事項についてカイハツシャ及びクミアイの指示に従う。

令和〇年〇月〇日

(農業者の自署により記名)